

物件調書

〔土地〕

土地の表示	台帳地目	台帳地積	実測地積	所有・登記名義
伊岐須字前田749番3	雑種地	815 m ²	815.39 m ²	飯塚市（企業局）
伊岐須字前田751番1	雑種地	257 m ²	257.28 m ²	飯塚市（企業局）
伊岐須字前田749番1	雑種地	440 m ²	440.85 m ²	飯塚市（市長部局）
伊岐須字前田751番4	雑種地	59 m ²	59.86 m ²	飯塚市（市長部局）
計		1,571.00 m ²	1,573.38 m ²	

建物の表示	種類	構造	延床面積	建築年	名義
伊岐須字前田749番3	操作室 (2棟)	非木造	71.17 m ²	不明	飯塚市
	貯水施設 (3槽)	非木造	94.18 m ²	不明	飯塚市
	タンク (1基)	鉄製	- m ²	不明	飯塚市
合計			165.35 m ²		

第三者占有の有無	無	所有権以外の甲区・乙区の権利	無
接面状況	北側市有地に向かって下り傾斜となっておりフェンスで隔たれています。東側市道とは隅切り部分が等高で隅切りより北側が市道側に下り傾斜です。南側市道とはほぼ等高です。		
敷地と道路の関係	東側市道「上河原田・草場1号線」（幅員約6.0m）と接道しています。 南側市道「伊岐須・建花寺線」（幅員約5.6～8.9m）と接道しています。		

法令等に基づく制限について							
区域区分	非線引都市計画区域		地域・地区等	無	私道の負担等	無	
用途地域	第一種中高層住居専用		建ぺい率	60%	容 積 率	200%	
建築物の高さの限度		無	外壁の後退距離の限度		無	建築物の敷地面積の最低限度	無
立地適正化計画		都市機能誘導区域外・居住誘導区域外			埋蔵文化財	周知の埋蔵文化財包蔵地ではありません。	
造成宅地防災区域		区域外		地盤調査	未実施		
土砂災害警戒区域		区域外		土壌汚染	指定区域外・調査未実施		
宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく規制区域		宅地造成等工事規制区域内		防火指定	建築基準法22条指定区域内		
その他の制限		・ 建築基準法による各種制限があります。 ・ 都市機能誘導区域外及び居住誘導区域外であるため、誘導施設の建築行為等や一定規模以上の住宅の建築行為等の際に事前の届出が必要です。					

支障物件等その他
・ 本物件の土壌調査、地盤調査及び地下埋設物調査は行っておりません。所有権移転後に土壌汚染、地盤沈下及び地下埋設物が発見されても市は一切責任を負いません。
・ 登記簿及び旧土地台帳、電算化前の建物登記簿、国土地理院地図により地歴調査を行いました。伊岐須水源以外での使用は確認できませんでした。これまでの使用に係る地下埋設物（通常想定される土地の利用を妨げるもので、地下に存するものをいう。）が存する蓋然性は低いと考えておりますが、本物件の地下埋設物の存在を否定するものではありません。
・ 敷地内に、電柱2本、電線、支線3本、ポール（金属4箇所、木2箇所）フェンス、コンクリート舗装、柵、側溝、操作室（2棟）、貯水施設（3槽）、タンク（1基）が存在しています。
・ 本物件に存在するフェンスは、売却対象範囲外にもまたがって設置されております。売却対象範囲外のフェンスを撤去したい場合は、飯塚市役所土木管理課及び上水道課と事前に協議をしてください。（添付資料：写真③④参照）
・ 操作室、貯水施設、タンクについては、解体撤去することを条件とします。
・ 当該地は、浸水深0.5m未満及び0.5m～3.0m未満、洪水浸水0.5m未満及び0.5m～3.0m未満が想定されております。また、家屋倒壊等氾濫想定区域内に位置しており、河岸浸食の恐れがあるとされています。
・ 石綿（アスベスト）含有調査は実施済みであり、石綿は含有していません。

供給処理施設の整備状況について				
上水道	【問い合わせ先】	飯塚市 企業局 上水道課	TEL0948-96-8616	
下水道 (事業計画区域内)	【問い合わせ先】	飯塚市 企業局 下水道課	TEL0948-96-8690	
電 気	【問い合わせ先】	九州電力株式会社 飯塚営業所	TEL0120-639-454	
ガ ス	各ガス会社へお問い合わせください。			

最寄りの公共施設	飯塚市役所	南東方	約 3.1 km	(直線距離)
	飯塚市立伊岐須小学校	北東方	約 0.3 km	(直線距離)
	飯塚市立二瀬中学校	北東方	約 0.1 km	(直線距離)

最寄りの交通施設	新飯塚 (J R)	南東方	約 3.3 km	(直線距離)
	西伊岐須 (西鉄バス)	南方	約 0.1 km	(直線距離)

最寄りの利便施設	ディスカウントドラッグ コスモス伊岐須店	東方	約 0.7 km	(直線距離)
----------	-------------------------	----	----------	--------

○売却物件

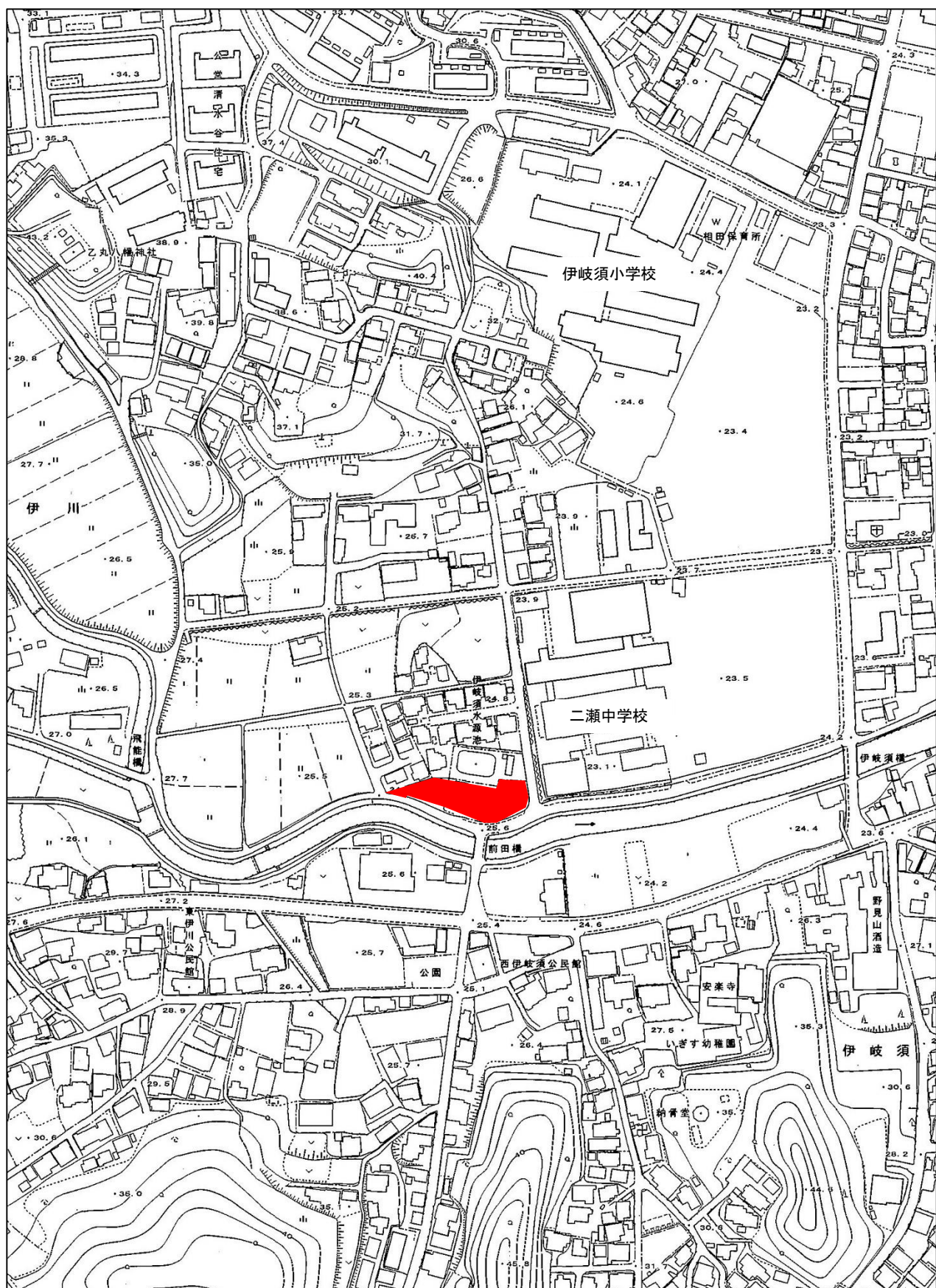
- ① 本物件は、「伊岐須水源地跡地」です。現状のままでの引き渡しとなります。
- ② 上水道の給水等に関しては、飯塚市企業局上水道課と事前協議を要します。
- ③ 本物件は、公共下水道事業計画(縮小)区域及び計画区域外にまたがっています。
詳細については、飯塚市企業局下水道課お問い合わせください。
- ④ 当該地は周知の埋蔵文化財包蔵地には該当しません。なお、埋蔵文化財が確認された場合は、その保護について、飯塚市文化課文化財保護推進室(0948-25-2930)との協議をお願いします。

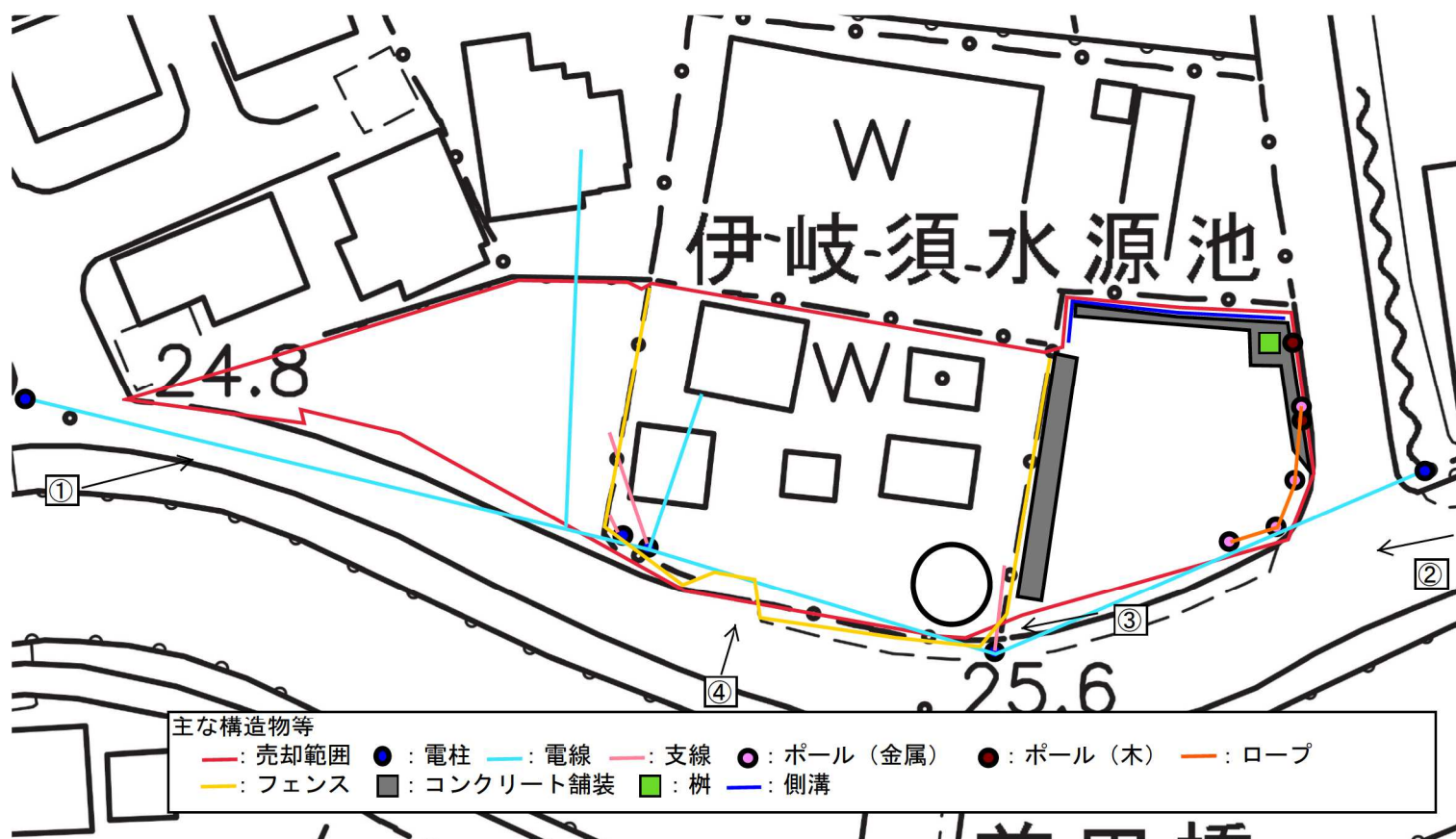
○利用条件

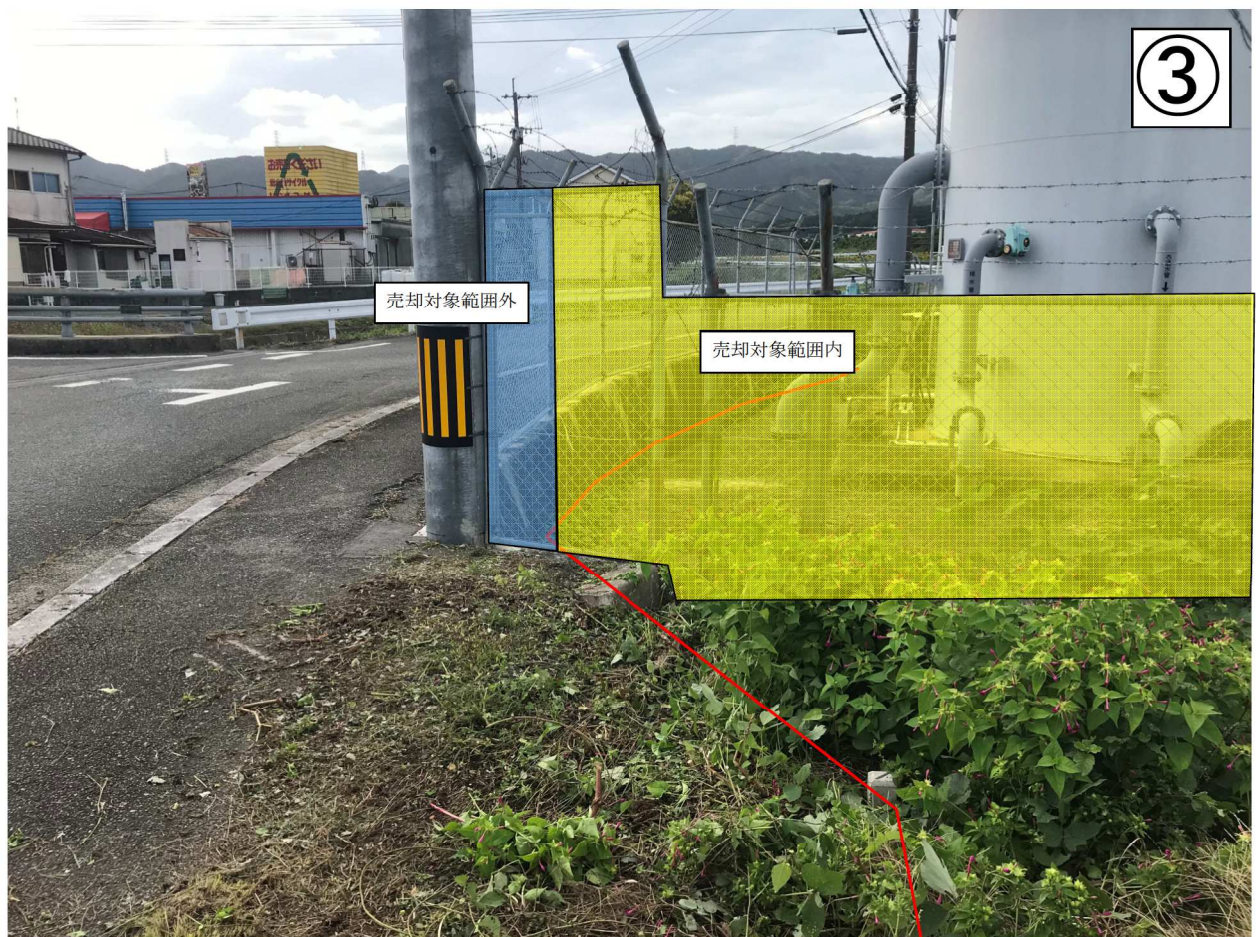
以下の条件を全て満たすこと。

- ① 都市計画法(昭和43年法律第100号)及び建築基準法(昭和25年法律第100号)を遵守すること。
- ② 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項各号に掲げる風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業並びにこれに類する営業の用に供してはならないこと。
- ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号及び第4号に規定する者の事務所の用に供してはならないこと。
- ④ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条第1項に規定する観察処分決定を受けた団体の事務所の用に供してはならないこと。

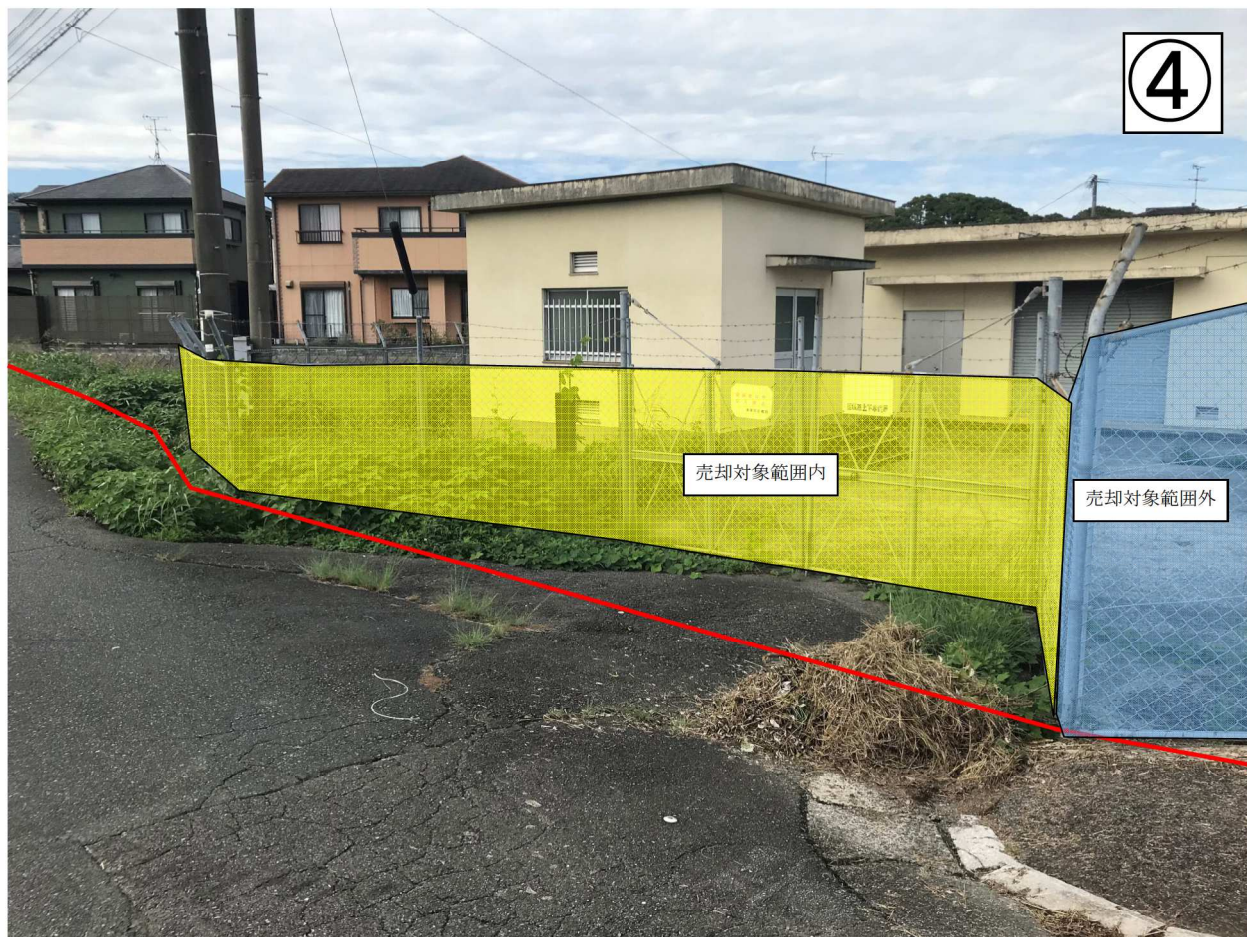
この物件調書は、物件の概要を把握するための参考資料であり、現況を優先します。入札参加前に現地の状況及び諸規制についてご確認ください。また、物件調書に記載されている事項以外にも各法令及び市の条例等により、規制、指導がなされる場合がありますので、詳細は関係機関に直接ご確認ください。





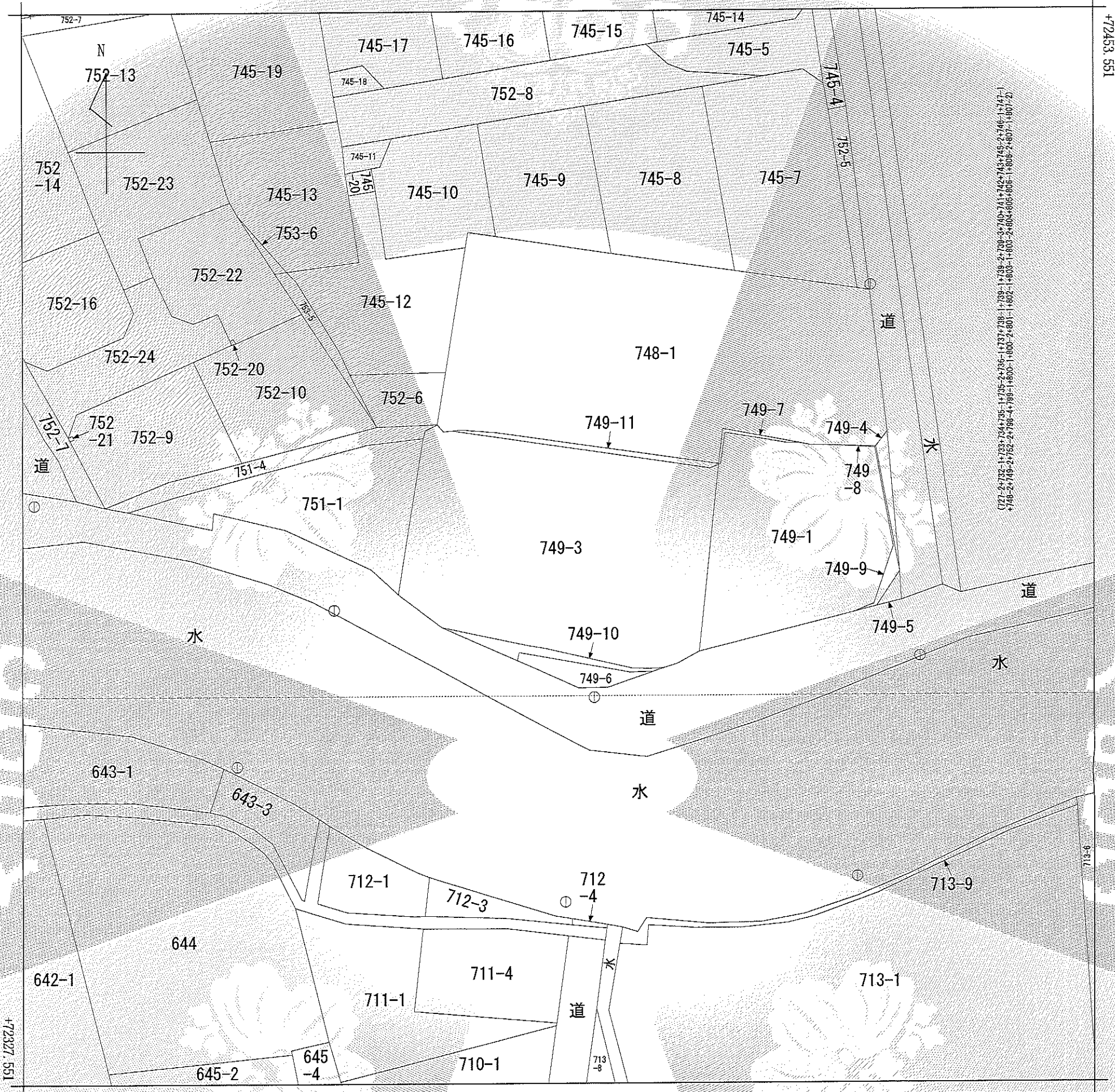


④



売却対象範囲内

売却対象範囲外



-31746.568

(座標値種別：図上測定)

(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

地番区域見出
伊岐須

請求部	所在	飯塚市伊岐須字前田				地番	749番3			
出力縮尺	1/500	精度区分	乙一	座標系番号又は記号	II	分類	地図に準ずる図面		種類	地籍図
作成年月日	昭和42年12月				備付年月日(原図)			補記事項		

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和6年10月28日

福岡法務局飯塚支局

登記官

請求番号：4-2

(1/1)

藤塚英二



公用

表 題 部 (土地の表示)		調製	平成13年2月21日	不動産番号	2902000149808
地図番号	J52-3	筆界特定	余白		
所 在	飯塚市大字伊岐須字前田			余白	
	飯塚市伊岐須字前田			平成18年3月26日行政区画変更 平成18年7月20日登記	
① 地 番	② 地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
749番3	田		462	余白	
余白	余白		888	③750番4を合筆 国土調査による成果 〔昭和53年8月30日〕	
余白	余白		859	③749番3、同番6に分筆 〔平成1年3月10日〕	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成13年2月21日	
余白	余白		815	③749番3、749番10、749番11に 分筆 〔令和3年3月8日〕	
余白	雑種地	余白		②昭和62年3月日不詳地目変更 〔令和4年6月10日〕	

権 利 部 (甲 区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	合併による所有権登記	余白	所有者 嘉穂郡二瀬町 昭和53年8月30日登記 順位1番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成13年2月21日
2	所有権移転	令和2年1月31日 第755号	原因 昭和38年4月1日合併 所有者 福岡県飯塚市



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和6年7月5日
福岡法務局飯塚支局

登記官

藤 塚 英 二

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、
登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D86173 (2 / 4)

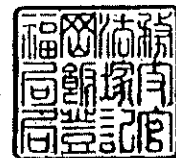


表 題 部 (土地の表示)		調製	平成13年2月21日	不動産番号	2902000149814
地図番号	J52-3	筆界特定	余白		
所 在	飯塚市大字伊岐須字前田			余白	
	飯塚市伊岐須字前田			平成18年3月26日行政区画変更 平成18年7月20日登記	
① 地 番	② 地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
751番1	田	119		余白	
余白	余白	272		③751番3を合筆 国土調査による成果 〔昭和53年8月30日〕	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成13年2月21日	
余白	余白	257		③錯誤 〔令和3年3月8日〕	
余白	雑種地	余白		②昭和62年3月日不詳地目変更 〔令和4年6月10日〕	

権 利 部 (甲 区) (所 有 権 に 関 す る 事 項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	合併による所有権登記	余白	所有者 嘉穂郡三瀬町 昭和53年8月30日登記 順位1番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成13年2月21日
2	所有権移転	令和2年1月31日 第755号	原因 昭和38年4月1日合併 所有者 福岡県飯塚市



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和6年7月5日
福岡法務局飯塚支局

登記官

藤 塚 英 二

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、
登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D86173 (3 / 4)



表 題 部 (土地の表示)		調製	平成13年2月21日	不動産番号	2902000149806
地図番号	J52-3	筆界特定	余白		
所 在	飯塚市大字伊岐須字前田			余白	
	飯塚市伊岐須字前田			平成18年3月26日行政区画変更 平成18年7月20日登記	
① 地 番	② 地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
749番1	田	350		余白	
余白	余白	338		③749番1、749番4、749番5に分筆 〔昭和45年12月17日〕	
余白	余白	458		③750番1を合筆 国土調査による成果 〔昭和53年8月30日〕	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成13年2月21日	
余白	雑種地	余白		②年月日不詳地目変更 〔平成17年11月4日〕	
余白	余白	440		③749番1、749番7ないし749番9に 分筆 〔令和3年3月8日〕	

権 利 部 (甲 区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	合併による所有権登記	余白	所有者 飯 塚 市 昭和53年8月30日登記 順位1番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成13年2月21日



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和6年7月5日
福岡法務局飯塚支局

登記官

藤 塚 英 二

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、
登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D86173 (1/4)



表 題 部 (土地の表示)		調製		余 白		不動産番号	2902010054470
地図番号	J 5 2 - 3		筆界特定	余 白			
所 在	飯塚市伊岐須字前田					余 白	
① 地 番		② 地 目	③ 地 積		m ²		原因及びその日付〔登記の日付〕
7 5 1 番 4		雑種地	5 9		不詳 〔令和3年3月8日〕		
所 有 者	福 岡 県 飯 塚 市						

権 利 部 (甲 区) (所 有 権 に 関 す る 事 項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権保存	令和4年7月13日 第8414号	所有者 福 岡 県 飯 塚 市



人
d
d
o
o
o

これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和6年7月5日
福岡法務局飯塚支局

登記官

藤 塚 英 二

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D86173 (4 / 4)

